

平成28年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成28年3月18日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第14号 瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第17号 瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第18号 瑞穂市道路整備計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第23号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第24号 平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第25号 平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第30号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第31号 平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第32号 平成28年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第10 議案第33号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第11 議案第34号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第12 議案第35号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第13 議案第36号 市道路線の廃止について
- 日程第14 議案第9号 瑞穂市税条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第16号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第20号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第21号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第22号 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第27号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第28号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第22 議案第37号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第2号 瑞穂市第2次総合計画について
- 日程第24 議案第3号 瑞穂市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第4号 瑞穂市職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第5号 瑞穂市における地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第6号 瑞穂市における行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する

条例の制定について

- 日程第28 議案第7号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第8号 瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第10号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第11号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第12号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第13号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第15号 瑞穂市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第19号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第36 議案第26号 平成28年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第37 議案第38号 瑞穂市教育長の任命について
- 日程第38 議案第39号 瑞穂市農業委員会の委員の任命について
- 日程第39 発委第2号 瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 発議第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書
- 日程第41 下水道推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第42 土地財産調査特別委員会の中間報告の件
- 日程第43 議会活性化推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第44 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西 岡 一 成
5番	若 園 正 博	6番	庄 田 昭 人
7番	広 瀬 武 雄	8番	松 野 藤 四 郎
9番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏

11番 河村孝弘
13番 若井千尋
15番 広瀬時男
17番 星川睦枝

12番 清水治
14番 若園五朗
16番 小川勝範
18番 藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	横山博信	企画部長	森和之
総務部長	大岩清孝	市民部長	伊藤弘美
巢南庁舎 管理部長	田宮康弘	福祉部長	広瀬充利
都市整備部長	鹿野政和	調整監	渡辺勇人
環境水道部長	梶浦要	会計管理者	宇野清隆
教育次長	高田敏朗	監査委員 事務局長	西村陽子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	今木浩靖
書記	島田将志		

開議の宣告

○議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号3番 くまがいさちこです。

発言の撤回をお願いしたいと思います。

3月16日の私の一般質問において、執行部の方に対して私が発言した言葉が大変不適切な発言だったと思います。撤回をお願いしたいと思います。

その言葉をここで繰り返すのは好ましくないということで申し上げますが、大変不適切な発言をいたしまして、反省しております。申しわけございませんでした。撤回をお願いいたします。

○議長（小川勝範君） ただいまくまがいさちこ君から、3月16日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、不適切な部分を取り消したいという申し出がございます。これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、くまがい君からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

日程第1 議案第14号から日程第13 議案第36号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第1、議案第14号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第36号市道路線の廃止についてを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長報告を求めます。

産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） おはようございます。

議席番号12番 清水治です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました13議案について、会議規則第39条の規定により産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

産業建設委員会は、3月9日午前9時30分から菓南庁舎3の2会議室で開会をいたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告をいたします。

初めに、議案第14号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について、議案第18号瑞穂市道路整備計画審議会条例の一部を改正する条例について、議案第23号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第24号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第25号平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）をそれぞれ補足説明を受けて審査いたしました。

これらについては、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第30号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を審査いたしました。

執行部から、予算書に基づいて補足説明があった後、質疑に入り、委員から、瑞穂処理区下水道事業施設整備事業に計上してある委託料1億6,740万円についての質疑があり、この委託料は、第1次認可のうち、平成28年度分に係る業務であり、管路施設の地質調査業務委託と管渠詳細設計業務委託である。処理場用地から一部の牛牧地区までの本管及び本田団地までの本管、これらの幹線管渠の工事を行うために必要な地質調査を約100メートルに1カ所ずつボーリング調査を行い、その調査データをもとに工法の選定を行う。ほとんどが推進工法で行うが、土質によって工法が変わってくる場合もあるので、調査データをもとに詳細設計を行う必要があるため、予算措置を行うものである。さらに、下水道法に基づく事業認可を得ないと国庫補助対象とならないし、起債をすることもできない。当然、処理場用地も事業認可の対象となっており、まずは処理場用地の取得が第1段階である。今後も皆さんの意見を聞き、丁寧な説明を行い、地元や地権者の了解を得て進める必要がある。そのため、予算の執行は事業認可を得られた後であるとの答弁がありました。

そのほか、委員からは、下畑地区から断固反対・白紙撤回という意見を聞くが、その意味をしっかりと理解しなければならない。下畑地区は、候補地として決まったところまで戻ることが白紙撤回と言っているのかとの質疑に、下畑地区を処理場候補地から外す都市計画決定の変更を行い、別の場所にすることが白紙撤回だと聞いている。ただ、今まで市からの説明が不十分な点もあったため、できる限り皆さんとの話し合いの場を今後も持ちたいとの答弁がありました。

その後、委員からは、旧穂積町で昭和46年12月議会で公共下水道基本計画策定業務委託料の予算が可決されてから44年経過している。それ以降、基本構想が出されるが事業は進まない。恐らく全国的にも岐阜県下21市の中でも一番整備がおこなわれていると思われる。住民の理解を得

ながら進めるのは当然である。理解が得られる見通しが立っている段階で具体的な予算を計上する必要があるとの意見や、執行部も予算を執行できるよう、この下水道事業の推進は今後の瑞穂市のためになると信じて、全国の自治体でも下水道事業の反対があったと思うが、どのまちもそれを乗り越えて事業を進めてきた事例に学びながら今後進めていただきたいとの意見がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第31号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算、議案第32号平成28年度瑞穂市水道事業会計予算、議案第33号市道路線の認定について（その1）、議案第34号市道路線の認定について（その2）、議案第35号市道路線の認定について（その3）、最後に、議案第36号市道路線の廃止についてをそれぞれ補足説明を受けて審査いたしました。

これらについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成28年3月18日、産業建設委員会委員長 清水治。以上でございます。

○議長（小川勝範君） これより議案第14号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決は起立及びコンピューターシステムを導入しておりますので、この指示に従って、反対の方は反対のボタン、賛成の方は賛成のボタンを必ず押してください。

これから議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号瑞穂市道路整備計画審議会条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号平成28年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号市道路線の認定について（その1）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第34号市道路線の認定について（その2）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 6番 庄田昭人。

○6番（庄田昭人君） 議席番号6番 庄田昭人でございます。

議案第34号市道路線の認定について（その2）について質疑させていただきます。

市道路線の説明書の2枚目をめくっていただきますと、2-1272について、この部分については、以前、その西側については、都市計画内において市道認定がなされなかったところでもあります。また、ここの部分について、この近くというところで市道認定がなされていないということが、この数年間において整合性については話し合われたのか、御確認をさせていただきますと思います。

さらに、4-1119の写真を見ますと、この部分だけのグレーチングがかなり違っているよう
であります。以前の市道認定をなされたところは、グレーチング等も市で負担をして側溝をつ
くられております。今回のことについての、この部分については市でされたのか、また業者が
されたのか、御確認はされたのか、その部分だけまた伺いたいと思います。

○議長（小川勝範君） 産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） ただいまの庄田議員の質疑に対して報告をいたします。

議案第34号市道路線の認定について（その2）ということで、これは開発許可に伴う事業の
認定ということで寄附行為をいただくということで、先ほど言われました2つ目の2-1273号
線について、要は水路までの突き抜けということで、今までとってなかったところがあるとい
うことで、それについての整合性といいますか、それについてのお話があったかどうかという
ことが言われましたけど、それについて質疑とか、そういったことは何も出ませんでした。

それと、34-4の旧道路との境の側溝について、写真を見ますと、全部グレーチングになっ
ている。だから、これについては業者がやったのか、それとも市がやったのかという疑問だと
思うんですけど、報告させていただいたとおり、そういった質疑、討論が出ませんでしたので、
これについてはそういうふうに報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は
起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第35号市道路線の認定について（その3）の委員長報告に対する質疑を行いま
す。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第36号市道路線の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号から日程第22 議案第37号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第14、議案第9号瑞穂市税条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから日程第22、議案第37号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 庄田昭人君。

○文教厚生委員長（庄田昭人君） 議席番号6番 庄田昭人でございます。

平成28年第1回定例会、文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました9議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、3月10日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名全員の委員、議長が出席し、執行部から市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第9号瑞穂市税条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

本案については、執行部からの補足説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、提案理由に記載の「高校生等」という文言を「18歳」に変更したほうがいいのかとの質疑に対し、条例では18歳到達後の最初の3月31日までとしている。基本的に年齢で対象範囲を決めているとの答弁がありました。

また、現状は子育て世代が介護世代でもある。高齢者になるべく医療機関に行かなくても済むようにしたほうがよいのではないかと質疑に対し、今後、高齢者が長生きできるよう適正医療、適正介護のPRをしっかりと行うことが必要であるとの答弁がありました。

この答弁を受け、市長がこだわったことは何か、10年後も選ばれ続けるまちにするなら、高校生等まで医療費無料化より、例えば60から65歳以上の高齢者医療費を無料化したほうが有意義だと考える。高校生等までの医療費無料化が当市に何を残すのかとの質疑に対して、親が高校生等までは子育てを安全・安心にできるようにするためとの答弁がありました。

また、財源がないのに始めることは、ばらまきの施策にならないのか、意義はどこにあるのか、他市町は人口減少の歯どめとして行っているとの質疑に対し、第2次総合計画の中にもあるように、18歳までの無料化により定住者がふえると予測されるため、子育てに力のかした

いとの答弁がありました。

また、所得割、所得制限について議論したのかとの質疑に対し、非課税世帯に対して検討した。高校生世代の7%が対象となるとの答弁がありました。

また、財源はどこからかとの質疑に対し、市の一般財源からであるとの答弁がありました。

さらに、子育て支援はもっと若年齢の人に対して行うべきであるとするが、市長の考えは、また高校生等までの無料化についてどれだけ市長に要望があったのかとの質疑に対し、確かに未満児待機児童問題の解消も重要である。一部の方からの要望であるとの答弁がありました。

その後、討論に入り、検討した内容が少ない。しっかり精査ができていないのなら、徐々に段階を踏まえて行ったほうがいいのではないかと、重要課題を先に取り組み、財源に余裕があるなら行うべきと考える。保育所、幼稚園等の基盤整備を整えることから進めることが当市の課題である。優先する課題が山積している中、低所得者のみに限るなら理解できる政策であるとの反対討論がありました。

また、高校生を持つ世帯の負担は大きい。市内には高校がなく、交通費等も多くかかるので、少し手を差し伸べていただきたい。委員会として附帯決議をつけてもらえるなら賛成とするなどの賛成討論がありました。

その後、若井千尋委員より、議案第16号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてに関する附帯決議についてが提出されました。これにより、原案については採決の結果、全会一致で可決されました。

附帯決議の趣旨説明として、当市における重要課題として市民から要望の多い待機児童対策や保育所整備等の子育て支援策、また介護、年金、医療等、この事業の実施に優先する課題が山積している。その中で、18歳に達する日以降における最初の3月31日以前の者の医療費を無料化することに要する財源の確保が懸念される。例えば一律に助成するのではなく、所得制限を設ける等、財源を確保することの検討を求めるという理由により、その実施に当たり慎重に進めることを求めるものであった。

その後、質疑はなく、討論に入り、高校生等までの医療費無料化に関しては、原案のとおり10月1日より進めてもらいたい。医療費無料化も重要な課題と考えるため、附帯決議には反対するとの反対討論の後、賛成討論として、瑞穂市にとって何が大切であるのかを考えた上で財源確保をしっかりとしてから、10月からの高校生等までの医療費無料化を実施してほしいとの意見がありました。

附帯決議については、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第37号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員から、今回の条例改正については、公立保育所は該当しないのかとの質疑に対し、条例上は、公立保育所において該当しない。省令のほうで該当するとの

答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員から、出産育児一時金繰入金の人数を教えてほしいとの質疑に対し、減額予算の人数は約31人分となるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、議案第22号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

これら2議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算については、委員から、その他一般会計繰入金の内訳はどの質疑に対し、7,683万9,000円のうち、ゼロ歳から中学生卒業までの分の福祉医療費として5,759万円を一般会計から繰り入れる。高校生等までの福祉医療費分は入っていないとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を審査いたしました。

本案については、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

最後に、議案第29号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算については、委員から、1食当たり幾らで積算し、予算化されているのかとの質疑に対し、給食費は規則で1カ月分と定められており、予算上は月額で積算しているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成28年3月18日、文教厚生委員会委員長 庄田昭人。

○議長（小川勝範君） これより議案第9号瑞穂市税条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本案につきましては、マイナンバー制度の関連で、市民税、特別土地保有税、それから国民健康保険税のマイナンバーについて、個人番号を渡さなくてもいいというふうな方向での改正でありますけれども、ちょっと聞きたいんですけど、調べるに当たりまして、現行と改正案を書いているんですけども、私が例規集の中から見つけることができないのかどうか、その

点についてはちょっと見つからなかったんですけども、具体的には、市民税の減免の現行というところで、納税義務者の氏名、または名称云々から、または法人番号までとありますよね。それを納税義務者の氏名及び住所、または居所云々というふうに変えますよということなんですけれども、51条の2項の1号を瑞穂市のホームページでインターネットで見ると、この条文になっていない。どういうことが51条第2項の1号に書かれているかということ、法人税額の課税標準の算定期間、または均等割額の算定期間、納期限及び税額というふうに書いているんですね。この国民健康保険税については、25条第3項の第1号で、例規集では、逆に今度は、提案している改正後の案というものが書かれているということなんですけれども、そこら辺、実際、この条文に当たって、皆さん、検討をされてどうだったのか、ちょっと私、調べるときにわけがわからなくなってきた、どうなっておるのかなということ、また非常にうがった見方をすると、公布の日から施行すると書いていますから、国民健康保険税のやつについては、もう今度の議案の中身で文書化されておるということになってくると、公布というのは、議会で議決してからすると思うんですけども、していないのに公布しちゃったのかなとか、全くだんどんど勝手な妄想を頭の中で広がっていくわけです。そこら辺、これ、どういうふう

に審査されたか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 文教厚生委員長 庄田昭人君。

○文教厚生委員長（庄田昭人君） 議案第9号瑞穂市税条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、西岡議員よりの質疑でございますが、提案理由でありましたように、補足説明を受けた後、何もその部分について、委員会で話し合われておりません。なので、その部分については、委員会の中では何ら問題はなく、採決がなされました。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 私も人のことは言えないんです。実際、最初に議案書をいっぱいもらって、それを順番に勉強していく。そうすると、総括質疑のときにも余り勉強できていない。一般質問のときに少し勉強できる。ただ、一般質問の前に原稿を書かなきゃいけない。調べものをしなきゃいけないというふうになってくると、なかなか執行部が時間をかけてつくった議案書を読み込むなんていうことは、我々素人に2週間やそこらでやれというほうが、そもそも無理だというぐらいのことなんです。だから、今の問題でも、要するに、市税条例とか特別土地保有税、それから国民健康保険税、個人番号はいいよとなったと。じゃあ、前の条例はどうなっておるんやなということで例規集をインターネットで見る。そして、この議案の中の条文と見比べてみる。そうすると、あれということにその段階で気がついちゃう。気がついたら、特別土地保有税とか市民税のほうは全く文言自体が違っておる。恐らく議会の中では、12月議会の前にどこかで通っておると思うんですよ。それは通っておると思う。けれども、例規集の中

で我々が目にするものは、恐らくひょっとしたら、その前のものかもしれない。ところが、前のものかもしれないというんだけど、国民健康保険のところを見ると、この現行で出された条文と、訂正後の条文と同じものが載っておるとなってくると、どういうことやろうと。

要するに、どういうことかという、行政の適正手続のことを言っておるんですよ。行政不服審査法に基づいて審査請求で統一するとか、そうじゃなくてというようなこともあるんですけど、やっぱり住民の側から見たときに、僕だけじゃなくて、インターネットの例規集を見たら、やっぱり例規集に書いているものが今出ている現行なんですよ、住民にとってみれば。我々もそんな前に議会で議決した、ここに書いているような条文を覚えていないですよ、はっきり言って。だから、どうしても例規集を頼りにして、これなら間違いはないと思って見る間違いはないはずの例規集が、今言ったような状況である。これは、おくれておくれて、時間ずれながらやっと議案書の勉強のところまでたどり着いて、あっと感じるようなことなんですよ、実際は。はっきり言って。ですから、別に委員長をとやかく言うわけじゃないんだけど、ここは執行部に言う場じゃないもんで、ちょっと間接に迂回しながら今ちょっとしゃべらせてもらっていますけど、やはり行政の適正手続というものについては、きちっとやっていただきたいと。

厳密に言うと、これ、虚偽だということになるんですよ、インターネットのやつでも。みんなに見せている中身が違うということですから。だから、インターネットの改正についてもきちっとチェックをやっていただかないと、住民個人の権利義務に係る重要な問題で、間違った古い情報が載っていたりしたときには、その人の権利を損なうことにもつながると。それを単に事務的なことだけで、道路を見回るパトロールもあるけれども、インターネットの中の例規集の中を見守る部隊もいないとチェックはできないというようなことを思ったんで、繰り返します。委員長には申しわけないけれども、委員長の質問を通じながら、執行部にもよく心をとめてくださいよということをお願いしたかった。

委員長、答弁はいいです。

○議長（小川勝範君） 西岡一成君、答弁はよろしいね。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私、今申し上げましたことは事としてあるんですけれども、やはり基本的にマイナンバー制度、このものについては、少なくとも、お笑いになられるかもしれませんが、9月の参議院選挙まで何としても頑張って、参議院選で勝って、安倍政権を打倒する方向に国政をつくりかえていけば、マイナンバー制度は廃止ができると。そこまでまだ見届けていませんので、その段階まで頑張って、マイナンバー制度については、自分個人も含めて、そういうものは出さないということやっていきたい。法的処分を受ける段階になると、検討はしなきゃいけない課題も出てくるかと思っておりますけれども、今の時点では、マイナンバー制度そのもの自体は国民から本当に税金を吸い上げるだけ吸い上げる。そのための制度であり、利便性云々かんかんというのは大義名分でしかない。あと細かいことは今まで繰り返し申し上げてまいりましたので、省略をして、反対の意を表しておきたいというふうに思います。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告は、原案及び別紙附帯決議を可決するもので、したがって、まず原案について、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

原案が可決されましたら、附帯決議案の質疑、討論、採決を行います。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 本案につきましては、修正案を提出させていただきたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 西岡一成君から修正案が提出されますので、議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時24分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議案第16号に対して、西岡一成君ほか1名から、お手元に配付しました修正案が提出されました。したがって、本案とあわせて議題とし、提出者、西岡一成君より趣旨説明を求めます。
西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

議案第16号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正動議を提出いたします。

内容は、附則の改正規定のうち、第3項の前の見出し中「平成28年度における」を削り、第3項及び第4項中「平成28年10月1日」を「平成28年4月1日」に改める。

附則第1項中「平成28年10月1日」を「平成28年4月1日」に改める。そういう内容のものであります。

理由につきましては、一般質問の中でも申し上げましたとおり、高校生までの医療費の無料化については、市長の公約であります。選挙の前の4月11日の朝日大学における予定候補者の討論会、選挙公報、6月議会での私への答弁、それから7月に入ってから岐阜新聞でのインタビュー記事を見ましても、次年度より実施ということを明確に言っております。次年度より実施とは、市長は、10月からでも次年度であると。私、本当にこれは語るに落ちたと言うしかないでしょう。言葉はちょっと悪く言いますけど。それを言っちゃだめなんです。

4月11日の公開討論会の席上で、堀前市長が、現職の市長が新年度から実施しますということとは、どういう意味かということを考えれば、常識的には4月からなんですよ。現職の市長が新年度と言いながら、6月議会や9月議会や、あるいはまた12月議会から高校生までの医療費の無料化を提案する。そんなひどいことは実際できません。それは、だから現実的じゃないんです。現実的なのは4月1日から。当たり前のことなの。だから、そのことを受けて私もやりますと言ったのであるが、それは堀市長が言ったことの中身と一緒になきゃいけないです。もし違うのであれば、私は実施を基本的にはするけれども、ただ、4月1日からではありません。10月1日からですということをあえて言うことによって、その意義が通ずるわけなんです。それをやっていないですね。

ですから、次年度より実施ということは、一般通常人の常識をもってすれば4月1日から。2つ目は、事業見直しをして財源をつくるということを有権者に発信した責任がある。そういうことを踏まえた場合に、予算の関係については後からまた提出をしますけれども、5カ月分だけというようなこともおかしい話であります。ですから、そういう立場から踏まえて、公約したことは守る。守らないことは言わないということをお互い肝に銘じておかなければいけないというふうに思って提案をした次第であります。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

これより委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、あらかじめ申し上げます。

討論は原案に賛成、原案及び修正案に反対、修正案に賛成の3通りが考えられます。

それではまず、原案に賛成者の発言を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

私は、修正案、つまり高校生までの医療費無料化という中身の条例案の修正、4月1日からやるということに賛成の立場で討論をいたします。

現市長が当選されてから、いろいろな経緯がありました。紆余曲折と言ってもいいと思います。それ、ずうっと見てきまして、そして、議員の皆様も大変活発に意見を述べられたと思います。経緯、それからいろいろな考えを聞いていて、私としては大変迷いました。

迷った理由の1つは、文教厚生委員会でも非常に活発に議論されたのは、すごいなと思いました。それぞれのお考え、立場で。大変参考になりました。

その中で、ほかに重要課題があるじゃないかと、優先すべき。それは私はそうだなと思っています。これに対して、市長の答弁は、ひたすら安全・安心という説明が濃かったですけど、安全・安心というのもほかにいっぱいありますものね。介護とか、瑞穂市だと待機児童の解消とか。ですから、なるほどなと思います。けれども、結論としては、今の修正案に私は賛成というところに整理いたしました。落ちつきました。その理由を述べます。

まず、経緯ですね。この公約をやるのかやらないのかと。私は本会議場でそれを迫ったことは一回もないんですね。というのは、私もほかにやるべきことが、予算を使うべきことがあるなという思いがあったものですから、多分自分はしなかったんだと思うんですけど、しかし、公約をやるかやらないかについて、済みませんと謝られたこともありますし、市長は。そのと

きの理由は、学校施設の改修を先にしなければならないという理由でした。これは大変私はえっという感じでした。というのは、多分平成23年度からだと思うんですが、学校施設、公共施設もそうですが、改修の計画がしっかり出ています、教育委員会からは。修正も出ていますよね、翌年には。見直したところを修正しますとかという。これは私たち議員は早い段階から説明を受けているわけです。ですから、市長になって現場を見てから、そちらを優先しなければならないと思ったというのは、理由に私はならないと思います。現市長は、議員でそういう説明も全部受けているわけですから。これが1点、非常に市長が公約を果たすかどうかで揺れたことに対する不審がございます。

もう1点は、文教厚生を傍聴したときに、ああやっぱりなということがあったからです。それは何かと申し上げますと、委員長報告の6ページの下の方にも、ほんのちょっとですけど書いてあります。

さらにというところの後ですが、高校生等までの無料化について、どれだけ市長に要望があったのかというのを質問した委員さんが見えます。これに対して、一部の方からの要望であると。確かに市長はそう言われました。一部の議員、議員の一部です。それから、市民の一部、一部の市民だけですよというようなニュアンスで答えられたんです。それを聞いたときに、これはいけないなと思いました。最後に迫ったのは確かにそうなんだろうと思います。つまり、この高校生までの医療費無料化を先に公約で打ち出した市長選の相手候補者の支持者たちは、やっぱり迫ったわけですよ。あなたも公約だったんだからやれというふうに。今も迫っていると思いますが。

でも、それはやっぱり、だからやらざるを得なかったというような言い方は、そういう人たちに迫られてやらざるを得なくなったんですというニュアンスでこの質問に答えるのは、まともにも答えちゃったわけですよ。それを傍聴してわかりましたので、それはないだろうと私は思います。

結論を申し上げますと、高校生(18歳)までの医療費無料化は、この1年近くで、本当に政争の愚になっていると。最初からそうだったと思いますけど。相手候補者が公約に掲げた後で公約に掲げられたわけですから、そこから揺れに揺れてこうなった。そして、一部の議員から、一部の市民から言われたからですって委員会で答えちゃったのは、やっぱり本当にこれが重要なんだ、わかってくださいというのを聞いたかったです、私は委員会とかで。それがいないというのは、政争の愚にすぎないと思いました。

政争のまち瑞穂市と私は思っていますけど、これもその象徴的なことだったって私は解釈しています。

やっぱり公約というのはきちんと自分の信念で、この公約を掲げます、この公約を実施しますというふうになるべきだと思うので、今の修正案に賛成をいたします。以上です。

○議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

まず、本案に対する西岡一成君ほか1名から提出されました修正案について採決をします。

本修正案を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） ちょっと質疑が漏れまして、討論の中で補完ができればというふうに思っています。

私は、この附帯決議には反対です。なぜかといいますと、附帯決議の中身がよくわからない。どういうことかといいますと、1つは、財源が確保できていないという認識をしているのかどうなのか。2点目は、財源が確保できなければ、10月1日から実施はするなということなのか。先ほど執行部の委員会での答弁が委員長から紹介されましたけれども、一般会計で財源をつくっている、5カ月分。じゃあ5カ月分で10月1日からであるわけですから、それを認めて、皆さんは賛成をされていると思うんですよね。けれども、附帯決議の中身をちょっと詰めて考えると、どういうことを言っているのか、非常にぼやけている。焦点が広がり過ぎているという

ふうに思うんです。言えば、棚橋市長の選挙時における公約、その後の発言等々をされたときに、附帯決議を出された庄田昭人議員も、高校生（18歳）までの医療費は無料化する。つまり全ての高校生を対象に所得制限を設けず無料化する、こういう中身で言い続けてきたわけです。だとすれば、附帯決議の内容というのは、そういう自分たちがやってきた、そのこととの関係でいえば、ちょっといかなものかというふうに私は思います。ですから、そういう意味も含めて、この附帯決議には反対をする。あくまでも4月1日から実施をせよということをお願いしていきたいというふうに思います。

○議長（小川勝範君） 次に、附帯決議案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

私は、文教厚生委員会に所属しておりまして、この18歳までの医療費無料化という議案に対しましては、一番最初に自分が質問したかった件は財源でございます。先ほどから原案に修正案も出されたときからの話もそうですけれども、政争の愚だとかどうこういうことは全く私の中にはございませぬし、別問題としまして、棚橋市長の公約の中で18歳に当たる方の医療費を無料化するということが公約で出されました。そのことに対して、今回、議案として提出されたことに対して、文教厚生委員会のメンバーとして、しっかり自分の意見を述べさせていただいたときに、この原案は、28年10月1日から施行するというところでございます。その半年間の中で、財源はどうかという質問をさせていただいたときに、一般会計から持ってくるということが答弁でございましたから、今議会で出されております2,244万円という財源に対して、正直なところ不安を覚えたわけでございます。18歳までの対象の方の医療費を無料にするということを、正直なところ反対ではございませぬ。願わくば、我が市として、施策の中で市長が述べられたことに対しては賛成をする側の人間ではございますが、先ほど言った、当然こういった形で議案を出されるときに、その財源を議員として確認するのは当たり前のことでございますし、またほかの議員からもお話しありましたように、私も一般質問でもさせていただきましたけれども、子育て支援という議論に関しては、市民の方のアンケートというもので話をさせていただければ、施策の中で6番目ということが位置づけておりましたし、さらに子育て支援ということであれば、15歳から18歳までの方の手厚い保護よりも、もう少し低年齢層の方への、いわゆる待機児童の問題であるとか、そういったことを重視するべきではないかなというような思いもありましたし、今言いました、ほかの議員からももっと保育園の設備をしっかりするべきではないかというような意見も出されまして、こういう附帯決議の中身になったわけでございますけれども、いずれにしても、この半年間の中で、先ほど西岡議員がおっしゃるような市長のマニフェストだから、年度初めというのは4月1日だから、1日からやるべき

ではないかという御意見に対しまして、逆に財源はどうかということに関してはどうしても委員として確認をしておかなければいけない問題であって、この附帯決議の中には、この半年間、市長におかれましては、しっかり財源の確保ができるような内容に持って行ってほしい。ですから、財源がないから反対なのかどうかという話がありましたけど、私は、28年10月1日から賛成をさせていただくという意思の中で、この附帯決議には、くどいですが、財源をもっと明確にしてほしいということと、さらには、ほかの委員からももっとほかに優先する案件が出ておるということも含めさせていただいて、さらに一番最後に、所得制限を持ったようなお立場で意見を持っておられる方の御意見もありましたので、そういうのを付け加えさせていただきます。

いずれにしても、この附帯決議の内容に関して十分な御理解をいただけないという意見でございましたけど、やっぱり一番は財源でありますし、逆に修正案を出されたほうの今年度の1日からやられることに関しては、その倍ぐらいの予算が想像されるわけですがけれども、その財源を市長が明確にされなかったことに対しては、正直に不安を感じるということだけ述べさせていただきます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 次に、附帯決議案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決いたします。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第27号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第37号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第2号から日程第36 議案第26号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第23、議案第2号瑞穂市第2次総合計画についてから日程第36、議案第26号平成28年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 議席番号14番 若園五朗。

ただいま一括議題となりました14議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、3月11日の午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員、議長が出席し、執行部から市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また第2次総合計画及び一般会計予算の説明のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

なお、この日は東日本大震災が発生して5周年となりますので、午後2時46分に1分間の黙祷を捧げました。

それでは、審査した議案順に、要点を絞って報告します。

まず初めに、議案第2号瑞穂市第2次総合計画についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、穂積保育所は3年後に改修する計画と聞いたが、待機児童は3年間持ちこたえることができるのかとの質疑に対し、別府保育所の改修、NPO法人キッズの受け入れ、清流おひさま保育園で合わせて70名を確保している。これで待機児童を3年間持ちこたえられるのかはわからない。穂積保育所の建てかえは、早い段階で考えたい。根本的に見直しをして未満児を預けられる施設に建てかえしたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、長期の先行きを見通した提案があったら、各部署はどのように取り入れるのか、またその体制はどの質疑に対して、まちの課題は全て出尽くしている。その課題をこれから整理し、組織を上げて体制を整えながら進めるとの答弁がありました。

また、実質公債費比率の目標値が5年後も10年後も変わっていない理由はどの質疑に対し、この数値を超えないようにしたいという考えからであるとの答弁がありました。

この答弁を受けて、公共下水道事業の実施は見込んでいないのかとの質疑に対し、公共下水道事業を実施した場合の数値である。10年後も約3%の範囲の中にあるとの答弁がありました。

また、JR穂積駅前開発についてはどうなっているのか。また、駅前活性化については、今後の計画としてどのように市民にPRするのかとの質疑に対し、これについては、市民検討会議でも活発に議論されている。平成28年度からは市民だけでなく、商工業者、市外の方等で圏域協議会等も立ち上げ進めたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、現実はなかなか難しい。プロジェクトチーム等をつくり、課題を掲げただけにならないのかとの質疑に対し、長年の課題であり難しいとは理解しているが、何とか1つでも利便性の向上ができるよう、実を結ぶことができるようにつなげたいとの答弁がありました。

さらに、公共下水道事業は実施するということか。財源は大丈夫か。市民も不安になっているとの質疑に対し、公共下水道事業は50年計画に見直しした。接続の可能性、緊急性の高いところから順次行い、その後、老朽化した合併浄化槽が更新される時期に、下水道に接続が見込まれる区域を整備する計画である。公共下水道事業は第2次総合計画で重点事業としているため、財源は優先して確保するように考えているとの答弁がありました。

また、JR穂積駅を今後どのように改革していくのか。合併浄化槽、公共下水道事業の今後についても聞きたいとの質疑に対し、JR穂積駅前開発は用地の問題もありなかなか進まなかったが、新しくチャンスが生まれつつある。公共下水道事業については、第1次工区は実施する予定、第2次、第3次、第4次工区は状況を見ながら行うとの答弁がありました。

また、教育振興基本計画を立てる予定はあるのかとの質疑に対し、瑞穂市教育の方針と重点は、一、二年でやらなければならないことを明確に書いているもの。施設整備に関することも書き加え、現在策定中である。この方針と重点が瑞穂市版の教育振興基本計画である。国が教育振興基本計画を出し、県は5年間の重点を教育ビジョンとして出しているの、そんなに間違いではないと考えるとの答弁がありました。

また、人口推計を5万5,000人にした理由は。また、新庁舎建設を総合計画に入れるべきではないか。耐震化より新しく建てかえたほうがいいのではないのかとの質疑に対し、人口推計を行い5万5,000人を目標として目指すものである。公共施設については緊急性の高いものから実施するので、教育施設関係から優先的に改修を行う。庁舎の大規模改修についてはその後

になる。新庁舎建設については、庁舎改修をどこまでやるのか、また基金の積み立ても考えながら長い期間で検討していきたいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会で、それぞれの所管部分について協議をされた結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、下穂積の公園事業の1億9,000万円は、何の説明もなく消えたのかとの質疑に対し、この公園事業は、平成26年度予算で成立し、平成27年度に繰り越しした。平成27年度に一度繰り越しした事業を平成28年度に繰り越すには、事故繰越という制度があるが、この要件には年度内に支出負担行為が必要であるので、この事業を繰り越すことはできないとの答弁がありました。

この答弁を受け、説明もなく、事業がわからなくなることはおかしいとの質疑に対し、公園として面的整備するためにも公費を投入して事業効果が上がらないと着手はできない。地権者に承諾いただいた上で整備が可能と判断したら、予算計上して着手したいとの答弁がありました。

さらに、近くに2カ所も公園が必要なのか。必要性について説明がほしいとの質疑に対し、公園事業は、瑞穂市公園・緑地等基本計画の中で位置づけされて進めているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成28年度瑞穂市一般会計予算を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議をされた結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、報告すべき質疑、討論はありませんでした。

その後、広瀬捨男委員から、市長の高校生等までの医療費無料化を平成28年10月1日から施行するという提案に対しては、平成28年4月1日から実施するべきであるとの理由により、議案第26号平成28年度瑞穂市一般会計予算に対する修正案が提出されました。具体的には、歳出の民生費、社会福祉費を2,932万8,000円増額するもので、その財源は、財政調整基金繰入金によるものであるとの説明がありました。

この後、質疑はなく、討論に入り、修正案に賛成の立場であるが、市長は公約の重さを知るべきである。公約にしたことはやるべきである。できないときには、きちんと説明するべきであるとの討論がありました。

そのほかの討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

次に、原案について採決が行われ、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号瑞穂市職員の退職管理に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、今まではこのようなことの定めがなかったのかとの質疑に対し、地方公務員法の改正により制定されたものとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号瑞穂市職員の降給に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、職員の意に反してとは、どういうことかとの質疑に対し、職員が思ってもいないことであるとの答弁がありました。

さらに、心身の障害があるのに医者にかからない場合はどうなるのかとの質疑に対し、職務命令で医者にかかるように指導したり、面談により進めるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号瑞穂市における地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、政策企画監の給料ベースはとの質疑に対し、派遣される方によって違うため、現時点でははっきりわからないとの答弁がありました。また、職員を育てるために公平・公正な人事評価をするならよいが、間違った人事評価をした場合のおそれについて聞きたいとの質疑に対し、できる限り多くの部長に相談し、過去の経歴等情報を得て、副市長と最終相談して決める。その人が力を発揮できるよう配慮し、横の連携をしっかりと、各部長と調整して決めるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号瑞穂市における行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、行政不服審査会の設置について聞きたいとの質疑に対し、第三者機関で審査してもらうとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑はなく、職員と議員が同じ条例の中に入っている。今の瑞穂市議会の現状から報酬を上げるほどの評価はできない。また、生活に困窮している人を助けたいとの理由で反対であるとの討論の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議案第11号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらについては、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部からの補足説明では、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴うものについては、この条例以外に改正する条例がないとの報告がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

最後に、議案第15号瑞穂市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、寄附金の使途である女性のくらし彩るまちづくりの「くらし」の後に「を」を加えたらどうかとの質疑に対し、男女共同参画推進委員会での意見であるとの答弁がありました。

また、「女性のくらし彩る」はどこから出てきたのかとの質疑に対し、ふるさと応援寄附は瑞穂市の事業に応援いただくものである。男女の役割分担は日本の歴史においてつくられ、女性の社会的地位の向上により、やっところまで改善されてきたことから、女性に特化した事業として理解をしてもらいたいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

最後に執行部から、「女性のくらし彩るまちづくり」については、「を」を入れないほうが今の若者に対してインパクトが強く、男女共同参画推進委員会において議論を行い、女性に特化した事業をとということでこのようになったとの追加説明がありました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成28年3月18日、総務委員会委員長 若園五朗。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 9番 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 修正案を提出したいので、休憩を求めます。

○議長（小川勝範君） ただいま広瀬捨男君から修正案を提出したいという申し出がございましたので、議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時33分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これより議案第2号瑞穂市第2次総合計画についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第3号瑞穂市職員の退職管理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第4号瑞穂市職員の降給に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第4号は、瑞穂市職員の降給に関する条例の制定でございます。これについて質疑をしたいと思います。

委員会としては、全会一致で可決をされておりますけれども、この条例の中身を見てみますと、やはり働く仲間の代表としては、大変厳しい条例であるということでございます。

やはり職員の働く意欲を損なうもの、あるいは生活を脅かす、強いては行政サービスの低下に影響するものというふうに考えております。

この降給に関しては、対象といたしますか、理由は、能力評価とか業績評価で行って、いろいろランクがあって、最下位の方がこれに該当するわけでございます。ランクは幾つあるのか、そして最下位のランクに対しては、職員というのは、例えば何名という枠があって、そこでやっているのか。それから、こういった条例を使わなくて、もう一方は、例えば勤勉手当とか、いろんなボーナス、ボーナスという言葉は悪いけれども、6月と12月、そういった手当が出るわけですけど、そういうところでやむを得ずやってもらうのは結構だと思うんですけども、降給・降格にしますと、ずうっと響くわけですね、退職するまで。特別ランクが上がってれば別ですけども、本当にずうっと生活に響くわけですね、最後まで。そのときに、市としては、こういった降格をするだけではなく、救済するという中身を条例の中に入れたいかんです。やはり職員の勤務意欲を高めるために、降格ばかりじゃなくて、行政としては、この職に対して育成といたしますか、研修をする義務があると思います。そういった条例が入っていませんので、委員会としてどのような話をされていたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎議員より質疑をいただいています。

その前に、14番 若園五朗。

ただいま3つの質問が出ましたが、降給に該当するランクはあるのかという質問の具体的な話は出ませんでした。

2番の何名対象があるのか、その具体的なことも出ませんでした。

3番のボーナス等でどうしていくかということについても、具体的な内容はありませんでした。

最後に、職命令で降格・降給は確かにできるんですけど、執行部の中で、そこまで来る段階でももちろん本人にしっかり確認しながら、不公平にならないようなことでこの条例を、今回の公務員法の第39条の改正によりなされたけれども、慎重に扱うと。

松野議員が言われたような扱いについては、今回は国の改正に伴う条例案ですけども、すぐに、この内容をやる前には、じっくり時間をかけて慎重にやりたいということでございます。

以上で終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第4号瑞穂市職員の降給に関する条例の制定については反対の討論をします。

この議案の提出ですけども、県下の状況といいますか、県下の各自治体の状況を見ておりますと、岐阜周辺、あるいは西濃地区等の自治体は、議会に議案を提出していないということです。これは、やはり市職員といいますか、働く人たちの労働条件の問題につながっていくわけですね。私は民主党で出ております。やはり働く仲間の代表という考えから、この議案の提出に当たっては、執行部もよく検討して、そして議案の出ていない自治体は、自治労といいますか、そういった組合組織を持っています。当瑞穂市にも組合というのがあるというふう聞いておりますけれども、そういったところとの話し合いもなく突然出てくるということに対しては、この議案に対して反対をいたします。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 10番 古川君。

○10番（古川貴敏君） 議席番号10番 古川貴敏です。

私、この4号議案の賛成の立場で発言させていただきます。

今、松野議員からいろいろお聞きしました。確かに他の自治体では制定されていないということも私もお聞きしております。ただ、この降給に関しましては、もともと地方公務員法にお

いて条例で定めることとされておったようでございます。今までその解釈が曖昧であったため、条例制定に踏み切れなかったということを聞いております。しかし、今回、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正により、その定義が明確化されたため、当市においても条例制定を行おうというものでございます。人事評価をする場合に、上げるだけではなく、降給についてもしっかり制定すべきと考えておりますので、私は本議案に賛成をするものでございます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

先ほど松野藤四郎議員が言われたように、一番大事なことは労使関係の安定だと思うんですね。だから、国が決めたから、県が決めたから、それをそのまま〇〇市の〇〇に瑞穂を入れ込むという姿勢では、いかなものかということだと思うんです。本来は、労働基準法でも、労働組合がない場合でも労働者の過半数を代表する者との話し合いで労働条件については決めていくということが基本だと思うんですね。ところが、うちは労働組合もないし、今回の議案についても恐らく国が決めたことをそのままおろしていくことになっていると思うんです。だから、もうそろそろというか、職員の労働条件の問題を特に降給・降格というのは影響するわけですから、きちっと職場の皆さんの声を聞いて方針を出していくということは、丁寧にやっていただいたほうがいいと思うんですね。

ですから、私は、そういう立場から、こういう動きについては非常にある意味では危機感を持っておりますので、元社会党ですけど、民主党じゃありませんけど、私も労働者の立場で労働運動を何十年もやってまいりましたので、そのことはぜひ訴えておきたいというふうに思います。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号瑞穂市における地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第6号瑞穂市における行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

私は、議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてに反対の立場で討論いたします。

この中に議員の給与のアップも入っています。今まで、こういう人事院勧告に関してに反対したことはございません。今回も職員に関して云々はございません。でも3期12年やってきた私のけじめとして、今の瑞穂市議会の現状を10年以上見てきて、これでいいのかという思いがございます。少しでもアップすることに対してちゅうちょがございます。

もう1つの理由は、今、子供の貧困というのが瑞穂市でもとても切実な問題として出てきているということを私は目の当たりにしております。やっぱり国の財源というのはもう決まっているわけで、これに反対したから、そういう人がちょっとでもよくなるというようなことではございません。そのことはわかっていますけれど、本当に食べ物にも事欠くような親と子供、特に子供なんですけど、市内の現状を見ますと、可決というか、賛成する立場になれませんので、今回は反対といたします。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

簡単に結論だけ。本議案はマイナンバー制度に絡みますので、これは反対です。

後からまた、19号でマイナンバー制度導入推進費という形で出てきますから、これも反対です。討論はしませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第12号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑をしたいと思います。

これは、学校教育法の一部を改正されて、職員の勤務時間というふうになってくるわけですが、この中で条例といいますか、第8条の3のほうですね。現行は(2)で小学校に就学しているとずうっといっているんですけど、改正後は、小学校義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学しているとあるんですけども、義務教育学校というのは、小学校から中学校、六・三制の話ですけども、これは多分国の法律の条文をそのまま上へかぶせたというような格好に思うわけですけども、本市としては、義務教育学校というのを今後取り入れていくのか。六・三制をやめて、五・四とか四・三・三とか、いろいろ数字が自由にできますので、そういった考えがあるのか。

それから、こういった義務教育学校を入れたのは、多分中1のギャップというのがあって国がこうやってきたと思うんですね。前は、保育園から、幼稚園から小学校へ入るときのギャップがあったと思うんですけど、今回の教育法の中身は、中学校へ上がるためのギャップ対策と、こういうふうにも活用できるんです。そういう制度になっています。

本市には、現状は小学校に特別支援学級というのがありますね。これは、この法改正になっても、小学校の中に含まれているのか、あるいは特別支援学校とはまた違うわけですけども、今現在の小学校の中に特別支援学級があるんですけど、それは含まれた内容での議案の修正になっているのか。そこら辺、総務委員会でもどのように話をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ただいま8番 松野藤四郎議員から質問がありました。

1つは、瑞穂市の義務教育の一本化はあるかという話、そして、中学校の特別支援学級は、現在、各小・中学校に特殊学級はあるんですけども、今言っている8条の3項の(2)の瑞穂市の条例改正になるんですけども、まず1つは、小学校の学校教育の前期課程については、小中一貫については瑞穂市はまだ取り入れていないということと、及び特別支援学校の小学部については、瑞穂市は各学校に特殊学級がありますが、現在の段階では瑞穂市ではこれは該当しておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 現在の小学校の中に特別支援学級というクラスがあるんですけども、これは小学校の中に該当しているかということを知りたいです。

特別支援学校というのは、別に学校があるわけですね。けれども、市内のうちの小学校を見

てみますと、特別支援学級というクラスがあるわけやね。これは、この小学校の中に入っているのかと、そういうふうに解釈してよろしいかということです。今回、特別支援学校と言っていますので。

○議長（小川勝範君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎議員の質問ですけれども、その内容については、委員会の中で特段の質疑はしておりませんでした。以上。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号瑞穂市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号に対して、広瀬捨男君ほか1名から、お手元に配付しました修正案が提出されています。

したがって、本案にあわせて議題とし、提出者より趣旨説明を求めます。

9番 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 議長から発言のお許しをいただきましたので、議席番号9番 広瀬捨男でございます。

市長の高校生等までの医療費の無料化について、平成28年10月1日から実施するという提案に対して、私は、平成28年4月1日から実施すべきという理由で修正をさせていただいております。

議案第26号平成28年度瑞穂市一般会計予算に対し修正をさせていただくわけですが、具体的には、歳出の民生費に対する修正案を提出しておるわけですが、歳出の民生費、社会福祉費を2,932万8,000円増額するものでございます。その財源につきましては、調整基金による修正案をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

これより委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、あらかじめ申し上げます。討論は原案に賛成、原案及び修正案に反対、修正案に賛成の3通りが考えられます。

それでは、まず原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、この修正案に賛成の立場で簡単に討論を行いたいと思います。

まず、先ほども申し上げましたけれども、高校生までの医療費の無料化は、棚橋市長の公約であります。公約であれば、それを実施しなきゃいかん。だから、選挙期間中も、その財源については事業を見直してつくりますということを言われた。だから、本来は、この一般会計の中に4月1日からの予算を計上する。先ほど来の議論の中では、財源に不安があるという意見もありましたけど、しかしながら、予算で5カ月分でも計上して、それが10月1日からという根拠で歳入歳出をきちっと締めているわけですから、予算が計上されているのに、10月1日からの計上に、ちょっと財源に不安があるという話も即なるほどなというふうにはならないと思うんですよ。もっと言うと、市長自身が財源を確保して提案をするということが筋であります。

我々としては、その予算の積算根拠等について、詳細なところまではわかりません。ただ、公約を実現していくためには、基金からこの2,932万8,000円を繰り入れてやればできるんです。できるかできないかといったら、できるんです。ただ、それが恒久財源かどうかということについてはまた別です。しかし、それは棚橋市長がやっておくべきだった。やっておかずになんか今日になっているから、我々のほうとしては、こういう基金から繰り入れるという一つの案をお示しさせていただいておるといことなんです。だから、土木費だけについても、過去6年間ぐらい決算書を見ておりますけれども、大体年平均して1億3,000万ぐらいだったと思いますが、不用額が出ております。となってくると、この2,932万のお金はどうしても出てこないのかどうかということが、やっぱり納得ができないわけです。

ですから、今回のこの提案をせざるを得ないわけですが、その趣旨に賛成をして、簡単でありますけれども、討論にさせていただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

まず、本案に対する広瀬捨男君ほか1名から提出されました修正案について採決します。

本修正案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。なお、午後は1時半から再開をいたします。

休憩 午後0時20分

再開 午後1時30分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第37 議案第38号及び日程第38 議案第39号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第37、議案第38号瑞穂市教育長の任命について及び日程第38、議案第39号瑞穂市農業委員会の委員の任命についてを一括議題といたします。

これらの2議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、2件の追加提案について御説明させていただきます。

議案第38号瑞穂市教育長の任命についてであります。

教育長 横山博信氏の任期が平成28年3月31日に満了となることから、新たに加納博明氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第39号瑞穂市農業委員会の委員の任命についてであります。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、改正前の農業委員会等に関する法律第4条に基づく農業委員会の委員の任期が平成28年4月30日に満了となることから、新たに改正後の農業委員会等に関する法律第8条に基づく農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、2件の提出議案につきましては、概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案第38号、39号は、会議規則第37条第

3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第38号、39号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第38号瑞穂市教育長の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

議案第38号瑞穂市教育長の任命についてお尋ねいたします。

加納博明氏を新しい教育長として提案するに至った経緯をなるべく詳しくお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 横山教育長さんにおかれましては、2期8年ということでお世話になりました。いろいろ御意見もあろうかと思っておりますけれども、市長さんの御意向もありますし、いろいろ相談をしがてら、やはり新しい空気もということもありまして、県の教育委員会の御協力を得て、また元県の要職の方の御意見も得てということで、この瑞穂市に何らかでかわりのある方ということですね。お住まいとか、瑞穂市の勤務経験とか、岐阜地域との勤務経験ということですね。そして、いろいろな管理的な立場を経験された人というのも一つの案に出ておりました。

そうした中を条件としまして、それぞれ瑞穂市の教育長さんとなられるのに適した方をということで、市長さんにお会いをしていただきがてら決定してまいりました。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 大体わかりました。

今御説明にあった中で、県の要職にある人とか、市に関係がある人とか、こういう客観的な条件を絞り込んだ経緯をどのように具体的に、リストアップするときに、それをちょっと教えてください。つまり、該当する方は何人か見えますよね、市に関係するとか、住居とか、県の要職にあった人とか、そのリストアップの経緯ですね、そこから絞り込んだというのはわかりますので、それをお聞かせください。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 教育長さんのような要職につかれる方というのは、それなりの方ばかりでございまして、やはり途中からということもなかなか大変ですし、今回から3年の任期と

いうことをございます。そして、ほとんどの人が、そうした要職につかれる方は、いろんな職につかれるということもありましたので、一番最初に、条件としては、この3月に退職される方で、そうしたことですと、退職されるにもちょうど切りがいいということがありますので、この3月に退職される方で、それに該当する人はないかということをお願いをしたんですが、なかなかそういう方はお見えになりませんでした。また、できる限り現職に近い方、退職されてから離れていますと、状況が次から次へ変わってきますので、できる限りやめられたばかりの方で、何とか御無理を言えそうな人がないのかなということでもちょっとお願いをしたんです。その中には何人かお見えになられて、市長さんも現実にご覧になってみえます。いろんなお話し合いの中でお願いはされたこともありますけれども、それぞれの職をやめてまでということではなかなかなかったのです。そうしますと、いよいよ現職の方となりますと、途中で退職をしてということになりますけれども、そうした中で、何とか瑞穂にいろんな条件が、先ほど言ったような条件が合う方ということで、瑞穂市の顔になっていただく方ですので、何とかということで、現職の方ということになりました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） わかりました。お願いをしたというふうにたびたび言われますが、つまり、リストアップするのに、県教委と相談をしてきたという意味ですかね。そういう解釈でよろしいですか。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 県の方にも余り迷惑をかけられない部分がありますので、元県の要職の方の御意見も聞かせていただいて、そういうところから情報は得ています。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

議案第38号瑞穂市教育長の任命について、本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第38号は同意することに決定をいたしました。

次に、議案第39号瑞穂市農業委員会の委員の任命については、14名について議会の同意が求められております。1人ずつ順次お諮りします。

まず、青木千恵子君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

青木千恵子君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、青木千恵子君に同意することに決定をいたしました。

次に、浅野隆士君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

浅野隆士君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、浅野隆士君に同意することに決定をいたしました。
次に、市橋直子君に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

市橋直子君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、市橋直子君に同意することに決定をいたしました。

次に、岩田好博君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

岩田好博君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、岩田好博君に同意することに決定をいたしました。

次に、大平康生君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

大平康生君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、大平康生君に同意することに決定をいたしました。

次に、小倉正剛君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

小倉正剛君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、小倉正剛君に同意することに決定をいたしました。

次に、久吉祥二君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

久吉祥二君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、久吉祥二君に同意することに決定をいたしました。

次に、高田里美君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

高田里美君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、高田里美君に同意することに決定をいたしました。

次に、高田住代君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

高田住代君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、高田住代君に同意することに決定をいたしました。

次に、廣瀬普君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

廣瀬普君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、廣瀬普君に同意することに決定をいたしました。

次に、古川正敏君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

古川正敏君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、古川正敏君に同意することに決定をいたしました。

次に、松野光彦君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

松野光彦君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、松野光彦君に同意することに決定をいたしました。

次に、森勇君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

森勇君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、森勇君に同意することに決定をいたしました。

次に、吉田厚裕君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

吉田厚裕君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、吉田厚裕君に同意することに決定をいたしました。

以上、議案第39号瑞穂市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第39 発委第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第39、発委第2号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、趣旨理由の説明を求めます。

議会運営委員長 藤橋礼治君。

○議会運営委員長（藤橋礼治君） 議席番号18番 藤橋礼治でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、議会運営委員会より提案説明をさせていただきます。

地方自治法第109条第6項及び瑞穂市議会会議規則第13条第2項の規定によりまして、議会運営委員会よりお願いする議案は1件であります。

これよりその提案理由を御説明させていただきます。

発委第2号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらにつきましては、瑞穂市議会議員定数条例（平成27年瑞穂市条例第28号）の公布に伴い、瑞穂市議会委員会条例の一部改正を求めるものでございます。

以上、提出議案につきまして御説明をしましたが、よろしく御審議を賜り、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会を代表しての提案説明とさせていただきます。よろしくお祈りします。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発委第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号は、委員会付託を省略することに決定をいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決いたします。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第40 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第40、発議第1号児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨理由の説明を求めます。

13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

ただいま小川議長より発言のお許しをいただきましたので、清水治議員、庄田昭人議員に御賛同いただきまして、児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書案を提出させていただきます。

す。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。
児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書案。

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、全ての子供の安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止法対策強化プロジェクト」を策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

1. 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家族への養育支援訪問事業や、ホームスタート事業を全ての自治体で実施できるようにすること。

2. 児童相談所全国共通ダイヤル「189」のさらなる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。

3. 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等を初め、職員配置の充実、子供の権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を積極的に図ること。

4. 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。

5. 一時保護所における環境改善を早急を図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子供たちが安心して養育される環境を整えること。

6. 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

なお、提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、文部科学大臣

馳浩殿、法務大臣 岩城光英殿、総務大臣 高市早苗殿、国家公安委員会委員長 河野太郎殿。
以上であります。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出させていただきます。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第41 下水道推進特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第41、下水道推進特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

下水道推進特別委員会継続調査事件となっています下水道事業推進の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

下水道推進特別委員長 若園五朗君。

○下水道推進特別委員長（若園五朗君） 議席番号14番 若園五朗。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、下水道推進特別委員会の実施状況について報告させていただきます。

当特別委員会は、平成24年5月1日の臨時議会において設置されてから今日までに計14回にわたり開催してまいりました。そのうち、第5回目までは既に中間報告をしておりますので、第6回目以降について報告をさせていただきます。

第6回目は、平成25年10月29日に開催し、前回の第5回目では下畑自治会と地権者への5月、6月、7月の説明会スケジュールがありましたが、同じ地区で、牛牧小学校の増築に伴う道路のつけかえ問題があり、それを優先させ、結果として説明会が全く進捗していないことや、また牛牧閘門、五六川改修、犀川遊水地の関係についての進捗状況の説明がありました。下畑自治会への説明会については、道路つけかえの説明会の状況を見ながら今後も説明に入るという方向性を協議いたしました。

第7回目は、平成26年6月5日に開催いたしました。4月24日と26日に南部コミセンで地元説明会を開催したが、参加者が1人だけだったことや、地権者説明会を5月30日に開催したが、参加者が4人だったことの報告がありました。また、今後の説明に対して、特別委員会での秘密会を解除することを決定いたしました。今回の内容については、全員協議会でも報告を行いました。

第8回目は、平成26年8月11日に開催しました。7月29日には2回目の地権者説明会を開催し、そのときに五六川の河川改修についてもあわせて説明をしたことや、地元自治会内で処理場に対する懸念事項として回覧された14項目の内容について説明をしたとの報告がありました。また、委員会では、3省による早期に汚水処理の概成を目指す「10年概成」についての説明がありました。この内容につきましても全員協議会で報告を行いました。

第9回目は、平成26年10月29日に開催し、処理場用地に関する経過報告と今後の予定について報告がありました。平成26年8月20日から23日に下畑地区に戸別訪問をし説明をしたことや、また市自治会連合会の理事会で説明をしたこと、公共下水道全体計画のパブリックコメントをしたこと、そして、都市計画決定の手續について今後の計画などの報告がありました。

第10回目は、平成26年12月22日に開催し、公共下水道全体計画のパブリックコメントの意見報告、都市計画公聴会の開催と意見公述の報告、下畑自治会からの反対署名の提出があったことの報告がありました。当委員会では、都市計画決定や事業認可の今後のスケジュールの説明に対し、確認をすることで理解を深めました。今回の内容について全員協議会で報告を行いました。

第11回目は、平成27年5月8日に開催し、第10回目以降の経過報告がありました。平成27年1月15日に公述人5名、傍聴者16名で、都市計画公聴会が市民センターで開催されました。また、3月2日から2週間の縦覧期間に8件の意見書が提出されました。そして、3月25日に都

市計画審議会で審議がされ、4月21日に都市計画決定を打たれました。また、五六川改修と牛牧排水機の更新計画の内容についても説明がありました。

第12回目は、平成27年11月12日に開催し、第1期事業計画の申請図書と公共下水道全体計画の財政シミュレーションについて説明がありました。委員からは、執行部からは事業計画の説明を受けたが、市長は、この計画に基づいて推進することは承認しているのかとの質疑に対し、何度も議会では説明させていただいたとおり、財政シミュレーションを時間をかけ、しっかりと考えたいとの答弁がありましたが、委員からは、市長が方針を決めていないのに、資料を出してきても協議する意味がないとの意見がありました。

第13回目は、平成27年12月9日の12月議会中に、請願書2件、本田団地の下水問題を早期に解決するための請願と牛牧下畑地区に公共下水道事業に伴う終末処理場の建設を予定していることに断固反対し白紙撤回を求める請願の付託案件について、委員会を開催しました。この内容につきましては、既に12月本会議にて議案として報告済みでありますので割愛させていただきます。

最後に、第14回目は、平成28年2月17日に開催し、第12回と同様、第1期事業計画の申請図書と全体計画の財政計画の修正などの説明がありました。そして、下畑自治会長宛てに、今までの経緯について失礼な表現等もあり、おわびと話し合いの機会を設けていただくように文書を出したが、下畑自治会長からは、断固反対・白紙撤回、下畑ありきの話し合いは受けることはできないとの内容の回答であったことの報告がありました。執行部からは、下水道事業は、瑞穂市にとっては必要不可欠な事業であることは市民の方も御理解をいただいている。処理場の問題は、下水道事業とは別の問題として分けて考えなければいけないとの説明があり、当委員会からは、執行部に下畑自治会に対して懇切丁寧な話し合いの場を設けてもらいたいとの通知要求を出しました。また、委員からは、下畑自治会長は公の場で話を聞く場を設けてほしいと要望しているので、議会または行政で設けてほしいとの意見がありました。

これらを受けて、副市長からは、公の場をどのように企画するのも含めて検討をし、議会にも相談させていただきたい。今後もどのように進めるのかも含めて、引き続き御意見をいただける委員会をつくっていただきたい。また、執行部からは、市長も下水処理場が問題ではあるが、地元の承諾が得られれば第1期工事をやりたいとの意向ですので、下畑の方、地権者の方にも丁寧な話し合いや説明をしていくとの報告がありました。

以上で、報告を終わります。委員会としてはこれが最終になります。平成28年3月18日、下水道推進特別委員会委員長 若園五朗。

○議長（小川勝範君） これで下水道推進特別委員会中間報告を終わります。

下水道推進特別委員会中間報告に対して、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第42 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第42、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

土地財産調査特別委員会の継続調査事件となっています土地財産の管理状況について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

土地財産特別委員長 松野藤四郎君。

○土地財産特別委員長（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

土地財産調査特別委員会の実施状況について御報告を申し上げます。

本委員会は、平成24年第2回定例議会において、未利用の状態で保有している市有地の普通財産について、その有効利用、あるいは処分について調査・協議するため、8名の委員で設置されました。これまで平成24年2回、平成25年4回、合計6回開催し、平成25年6月定例議会で中間報告いたしました。

今回は、中間報告後、平成25年1回、平成26年3回、平成27年2回、平成28年1回、合計7回開催しました。

第7回以降の委員会について簡潔に報告いたします。

第7回は平成25年11月26日に開催し、土地財産の一覧表、図面など関係資料のもとに、これまでの維持管理状況、経過について、執行部より未利用地7件の報告がありました。穂積領下分の旧町営住宅跡地について、図面を作成するため、土地の隣接する堤防境の確認が必要となり、管理する県と協議を進め、その後、地元、境界立ち会いをする旨の報告を受けました。

牛牧札木雁ヶ坪のJR沿いにある牛牧団地北の土地について、民間事業者から一部貸してほしいと相談があり、貸す方向で手続を進めている旨と、高木の伐採を終え、瓦れきの撤去をする旨の報告を受けました。

重里北裏の鉄塔東の土地を隣接の畑の所有者に売却を計画していると報告を受けました。

古橋長刀の旧町民プール跡地ですが、教育委員会より利用が終えたとのことで管財情報課へ所管がえになり、普通財産の管理となる旨の報告を受けました。

そのほか、3件の用途廃止から売却した旨の報告がありました。なお、用途廃止し、売却した用地については、予算、決算の中で随時報告がされています。

第8回は平成26年3月24日に開催し、執行部より未利用地5件の経過状況の報告がありました。

只越宮間イの苗代田橋南側の土地について、25年度、分筆を終え、一部道路部分は都市管理課へ所管がえ、南側の越境部分は隣接土地所有者に売却、残った部分を賃貸の予定であると報告を受けました。

重里北裏の鉄塔東の土地を隣接の畑の所有者に売却の交渉をしたところ、購入希望されましたので、売却準備をしていると報告を受けました。

呂久の中ノ町の土地についても、市の関連事業で購入希望者が見えて準備を進めていると報告を受けました。

第9回は平成26年7月3日に開催し、執行部より未利用地4件の経過状況の報告がありました。

只越松原地内の穂積駅北東にある三角地土地について未処理であった仮登記抹消が済んだと報告がありました。

只越宮間イの苗代田橋南側の土地の境界確認後、道路部分の所管がえと南側の個人所有の方で境界が超えている部分を売却したと報告があり、さらに、この土地に北側の住まいの方に賃借を始めてから、無断車両を確認し、撤去依頼をしているとあわせて報告を受けました。

牛牧小学校の東門から東の未利用地を教育田として教育委員会に所管がえをしたとの報告を受けました。

売払手続途中であった呂久の中ノ町の土地が、法的手続を済ませ、売却が済んだと報告を受けました。

第10回は平成26年10月23日に開催し、執行部より未利用地4件の経過状況の報告がありました。

只越松原地内の穂積駅北東にある三角地土地について、都市整備部との道路協議を終え、道路の分筆登記を検討していますと報告がありました。

只越宮間イの苗代田橋南側の無断車両の所有者に対し、訴えの提起を検討していますと報告がありました。

また、用途廃止の事案4件を売却したと報告がありました。

第11回は平成27年3月27日に開催し、執行部より未利用地6件の経過状況の報告がありました。

横屋の東海道本線南側の廃棄物集積場としての行政財産から工事残土の一時保管場所としての行政財産として用途変更をしました。未利用地の追加として、横屋の村中地内の犀川堤防西側に市名義の池があることがわかりました。未利用地以外の土地処理として、名古屋紡績跡地のカーマ開発事業で天王川の市名義の土地を国へ譲与する旨の説明がありました。

ある委員からは、横屋の行政財産の用途変更した土地について、その土地までに行く道路について、狭くて車両が通れないのではないかという質問に対し、執行部より、一部狭いところ

があり整備していくと回答されております。

そのほか、横屋村中の池について、経過状況について質問があり、執行部からは、昔、水害予防組合が取得していて、解散して旧巢南町が取得したが、事務の引き継ぎがなされず、今回判明した旨の報告を受けました。

第12回は平成27年7月9日に開催し、執行部より未利用地4件の経過状況の報告がありました。

只越松原地内の穂積駅北東にある三角地土地について、隣接の市民に土地処分について尋ねましたが、全てお断りの回答でありました。

委員から、只越松原の土地について賃借の考えがあるかと質問があり、賃借も検討していませんと執行部より回答がありました。

議題に上がらなかった牛牧の東海道本線の南側の土地処理の経過について質問があり、道路部分の検討は済みましたが、売り払う場所について現在交渉中である旨、執行部より説明がありました。

また、美江寺地内にある旧水源地跡地の処理方法についての質問に対して、執行部より、計画はこれからと説明がありました。

ほかには、旧誓祐寺の跡地に係る質問に対して、執行部より計画はこれからと説明がありました。

第13回平成28年2月15日に開催し、執行部より未利用地6件の報告を受けました。

委員から1件目の穂積字領下分の稲荷神社について、神社との筆界と所有権界が異なり、神社が得ている看板賃料を市へ帰属すべきと意見がありました。

2件目の穂積領下分の旧町営住宅跡地についても売却を進めるに当たり道路計画を明確にし、不適切な占有者に対し毅然と対処すべきと意見がありました。

6件目の横屋字村中の池について、さらに転落防止の注意看板を設置したと説明を受けましたが、看板だけでは不十分であり、池の用途が必要かどうかとの意見がありました。

また、資料として売却に向けて事業を進めている牛牧札木雁ヶ坪等について、隣地より買い取りの申し出があると報告を受けました。

最後に、当委員会第1回目からの今回までの土地処理内訳の説明を受けました。

委員からは、教育田の利用状況を確認することと、貴重な財産を有効に活用すべく今後も鋭意努力され土地処理に当たっていただきたい旨を申し述べたところです。

以上が、執行部からの案件として上がってきたものでございますが、当委員会では、未利用地一覧表の箇所ごとに、さらに今後も鋭意努力され土地処理に当たっていただきたい旨を申し述べ、散会することになりました。

本委員会は、平成24年6月28日第1回当時の未利用地は、41区域、82筆、地積にして4万

1,845.13平米から、現在、37区域、74筆、3万7,442.09平米が未利用地としてございます。

なお、この間の増減の内訳は、処理した未利用地は5区域の11筆、5,310.04平米、追加した未利用地は1区域、3筆、907平米になりました。

平成28年2月15日、第13回をもちまして土地財産調査特別委員会最終回といたしました。公共財産の健全な運営には欠かせない大事な委員会であり、引き続き存続を期待して、報告とさせていただきます。平成28年3月18日、土地財産調査特別委員会委員長 松野藤四郎。以上でございます。

○議長（小川勝範君） これで土地財産特別委員会中間報告は終わりました。

土地財産特別委員会中間報告に対して、質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第43 議会活性化推進特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第43、議会活性化推進特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

議会活性化推進特別委員会継続調査事件となっています議会運営を活性化させるための議会改革などの推進に関する調査・研究の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がございますので、これを許可いたします。

議会活性化推進特別委員長 広瀬捨男君。

○議会活性化推進特別委員長（広瀬捨男君） 議席番号9番 広瀬捨男でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、議会活性化推進特別委員会の実施状況について報告をさせていただきます。

本委員会は、平成25年6月定例会におきまして、第8回会議までに開催した分の中間報告を申し上げました。

本日は、第9回以降の委員会について簡潔に報告をいたします。

平成25年8月1日の第9回委員会、9月17日、10月4日、11月18日の計4回の委員会では、各常任委員長にも出席を願い、議会報告並びに意見交換会の報告内容や資料について話し合いがなされ、報告内容については、決算について報告をすることになり、資料については各常任委員会に一任されました。そして、平成25年11月23日、第2回議会報告並びに意見交換会を33名の参加者とともに市民センターで開催させていただきました。

平成26年1月23日の第13回委員会では、第2回議会報告並びに意見交換会のまとめが行われ、

より多くの皆さんの参加いただくために、防災行政無線を使い参加案内の広報をしたらどうか、参加しやすいように各中学校区ごとで開催したらどうか等の意見が出されました。防災行政無線を使つての参加案内の広報につきましては、次回から実施することになりました。

また、議員研修会については、研修テーマなどの検討を行いました。その結果、議会改革や行政改革などのテーマで研修を行うことになり、平成26年3月27日、岐阜経済大学講師の今井良幸氏を迎え、「近年の行政改革と公共施設の見直し・活用に関する動向について」と題した研修会を行い、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行うPFI事業について、その効果や特徴などについて受講しました。

また、翌年、平成27年2月19日には、岐阜経済大学経済学部公共政策学科准教授の高木博史氏を迎え、「これからの生活困窮者支援の課題と展望について」と題した研修会を行い、講師より、生活困窮者自立支援法は、必須事業が自立相談支援事業と住宅確保給付金の支給のみであり、あとは任意事業であることが特徴的である。また、生活保護受給者への影響も大きいなどの説明がありました。いずれの研修も大変参考になりました。

平成26年4月16日の第14回委員会、5月16日の第15回委員会では、議会報告並びに意見交換会の報告内容や運営方法について協議を行い、報告内容は、新年度予算とし、資料は各常任委員会に一任としました。

そのほか、円滑な運営を行うため、参加者の皆さんに事前に記入用紙を渡して、質問事項を事前に把握する方法で行うこととしました。

そして、平成26年5月25日に第3回議会報告並びに意見交換会を巣南公民館、市民センターの2会場において開催いたしました。参加者は2会場合わせて64名でした。今回からは、参加者の皆様から質問事項をあらかじめ提出していただき、事前に把握する方法で行ったため、効率的に進行することができ、皆様からいただいた質問にも全てお答えすることができました。

平成26年7月28日の第16回委員会では、第3回議会報告会のまとめ、反省点が行われ、アンケートの結果を見ると、多数の参加者から、質問事項の事前受け付けはとてもよい、大勢の皆さんの前で挙手して発言することはできないが、この方法なら聞くことができるなどの意見が出されており、そのため、質問事項の事前受け付けについては、次回からも実施することになりました。

昨年度は、平成26年9月9日の第17回委員会から10月8日、11月4日の計3回の委員会で、議会報告並びに意見交換会について、報告内容や運営方法について協議を行い、報告の内容は決算、報告時間は各委員会5分ないし8分、資料は各常任委員会に一任といたしました。

そして、平成26年11月15日に第4回議会報告並びに意見交換会を巣南公民館、総合センターの2会場で開催をいたしました。参加者は2会場合わせて52名でした。

その後、平成26年12月17日の第20回委員会では、参加されている皆さんの意識も変わってき

ている。今後、意見交換会を重ねていくことでさらによくなっていくと思われるとの意見が出ました。

今年度は、平成27年6月23日の第22回委員会から7月24日、8月25日、9月17日、10月15日の計5回の委員会で、開かれた議会の実施を目指して協議を重ね、平成27年11月15日には、第5回議会報告並びに意見交換会を市民センターで開催をいたしました。参加者は60名でした。

今回は、委員長報告を3分ないし5分と短くしていただき、参加者との意見交換会に十分時間をとりました。道路整備や下水道整備、穂積駅前の活性化、防災対策、議会改革など多くの意見がありました。

第26回委員会をもちまして当委員会は終了しますが、議会基本条例にのっとり、市民の負託に応え、市民の皆様が開かれた議会及び市民参加を推進するためにも必要な委員会であり、引き続き当委員会の存続を期待しています。

以上で、議会活性化推進特別委員会の報告を終わります。平成28年3月18日、議会活性化推進特別委員会委員長 広瀬捨男。

○議長（小川勝範君） これで議会活性化推進特別委員会の中間報告は終わりました。

議会活性化推進特別委員会中間報告に対して、質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第44 議員派遣について

○議長（小川勝範君） 日程第44、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付しましたとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については1件ございます。

広瀬事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、1件説明いたします。

平成28年4月21日に東海市議会議長会主催の定期総会及び情報交換会が岐阜市の岐阜都ホテルで開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。以上でございます。

○議長（小川勝範君） この件につきまして、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合、議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（小川勝範君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年第1回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年3月18日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 くまがいさちこ

議員 西岡一成